

韓国知的財産ニュース 2026年4月後期

(No. 552)

発行年月日：2026年6月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-136 号(特許法施行令の一部改正令案の立法予告)
- 1-2 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-137 号(実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告)
- 1-3 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-138 号(商標法施行令の一部改正令案の立法予告)
- 1-4 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-139 号(意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告)
- 1-5 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-140 号(特許法施行規則の一部改正令案の立法予告)
- 1-6 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-141 号(実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告)
- 1-7 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-142 号(意匠保護法施行規則の一部改正令案の立法予告)

関係機関の動き

- 2-1 国民から2万7千件のアイデアが寄せられた…政府の公募で「過去最多」
- 2-2 韓国知識財産処、K-半導体・ディスプレイの保護に向け現場での対話に乗り出す
- 2-3 韓国知識財産処、「IP-TLO 協力体」が正式に発足
- 2-4 韓国知識財産処「知的財産データを活用するスタートアップコンテスト」を開催
- 2-5 韓国知識財産処、不正競争防止法制度改善委員会の発足式および第1回会議を開催
- 2-6 EV用バッテリー管理技術(BMS)、知的財産権で守る
- 2-7 韓国知識財産処、「AI・データと知的財産」のウェブページを開設

- 2-8 AI用半導体の競争力強化に向け、現場に足を運び奔走する
- 2-9 廃棄物がエネルギーに変わる下水処理場、特許審査官が訪問する
- 2-10 韓国企業の技術保護強化に向けた現場での懇談会を開催
- 2-11 韓国知識財産処、先端素材分野における中堅企業の知的財産競争力強化に向け、現場の声を聴取
- 2-12 特許審判院、『2025 年 年報』を発行…制度改善・審判改革の成果を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 あなたの大切なデザインを、政府が共に守ります
- 3-2 特許審判院、第 21 回特許・商標判例研究論文コンテストを開催
- 3-3 韓国知識財産処、ベトナムとの K-商標保護協力で新たな地平を切り拓く

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 商標出願の第一歩は、正確な商品・役務の選定から始まる

その他一般

- 5-1 知的財産金融、12 兆ウォンを突破！生産的金融の拡大に拍車

法律、制度関連

1-1 【立法予告】知識財産処公告第 2026-136 号(特許法施行令の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-136 号

特許法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおりに公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

特許法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体又は個人は、**2026年6月9日**までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名及び代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※ 意見提出先

・一般郵便 : 1602 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

・電子メール : hojeong.ryu@korea.kr

・FAX : (042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-2【立法予告】知識財産処公告第 2026-137 号(実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-137 号

実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026年4月30日

知識財産処長

実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、**2026年6月9日**までに国民参加立法

センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

・一般郵便 : 1602 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

・電子メール : hojeong.ryu@korea.kr

・FAX : (042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-3 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-138 号(商標法施行令の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-138 号

商標法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

商標法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、2026 年 6 月 9 日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

・一般郵便 : 1602 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

・電子メール : hojeong.ryu@korea.kr

・FAX : (042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-4 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-139 号(意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-139 号

意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、2026 年 6 月 9 日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

・一般郵便 : 1602 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

・電子メール : hojeong.ryu@korea.kr

・FAX : (042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-5 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-140 号(特許法施行規則の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-140 号

特許法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

特許法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、**2026 年 6 月 9 日**までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

- ・一般郵便 : 1602 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)
- ・電子メール : hojeong.ryu@korea.kr
- ・FAX : (042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-6 【立法予告】 知識財産処公告第 2026-141 号(実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-141 号

実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

実用新案法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、**2026 年 6 月 9 日**までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

- ・一般郵便：1602 Building 4, Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)
- ・電子メール：hojeong.ryu@korea.kr
- ・FAX：(042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課(電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394)までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター(<http://www.lawmaking.go.kr>)の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ(www.moip.go.kr)の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1-7【立法予告】知識財産処公告第 2026-142 号(意匠保護法施行規則の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.4.30.)

●知識財産処公告 第 2026-142 号

意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告を行うにあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記とおり公告します。

2026 年 4 月 30 日

知識財産処長

意匠保護法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

産業財産権公報における自然人(出願人・権利者・発明者)の住所全件の公開に伴う、個人情報侵害及び技術流出の懸念に対応し、公報への住所掲載の原則を住所全件から一部住所へと転換するための法令上の根拠を設けるものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体または個人は、**2026 年 6 月 9 日**までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)
- ロ. 氏名(機関・団体の場合は、機関・団体名および代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項など

※ 意見提出先

・一般郵便：1602 Building 4, Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

・電子メール：hojeong.ryu@korea.kr

・FAX：(042) 472-1394

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処 知識財産データ管理課（電話 (042) 481-3570、FAX (042) 472-1394）までお問い合わせください。また、立法予告に関連する改正案は、政府立法支援センター（<http://www.lawmaking.go.kr>）の「参加広場 - 統合立法予告」及び、知識財産処ホームページ（www.moip.go.kr）の「冊子・統計 - 法令および条約 - 立法予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

関係機関の動き

2-1 国民から2万7千件のアイデアが寄せられた…政府の公募で「過去最多」

韓国知識財産処 (2026.4.16.)

- 「みんなのアイデア」が大ヒット…アイデア2万7千件を募集(1月8日～4月15日) -
- 国民の創造性と集団知に基づく「草の根経済イノベーション」を本格的に推進 -

「みんなのアイデア」は、全国民の熱い関心の中、政府省庁のアイデア公募展としては過去最大規模となる約2万7千件のアイデア応募が集まった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、1月8日から4月15日まで行われた「みんなのアイデア」の受付結果として、累計訪問数545万回、最終アイデア提出数2万7千件余りであったと明らかにした。

* ウェブサイト累計訪問数 5,452,373回、最終提出数 27,185件

分野別に見ると、自由公募の政策分野に最も多い10,765件(39.6%)が寄せられ、指定公募9,264件(34.1%)、自由公募の技術分野7,156件(26.3%)の順となった。

人工知能(AI)による自動分類に基づく自由公募の受付結果を見ると、政策分野では国土・交通が1,736件で最も多く、技術分野では製造業が1,345件で最も高い受付件数だった。指定公募分野(10課題)では、行政安全部の「AIでより便利な公的サービスづくり」を課題に1,617件が寄せられ、最も多くの参加が見られた。

【分野別詳細受付結果】

分野	件数(割合)	申請割合の高い詳細課題・分野
指定公募	9,264(34.1)	AI 公的サービス(行政安全)1,617 件、AI エージェント(科学技術)1,315 件
自由公募(政策)	10,765(39.6)	国土・交通 1,736 件、行政・安全 1,595 件、保健・福祉 1,207 件
自由公募(技術)	7,156(26.3)	製造業 1,345 件、情報通信業 1,192 件、科学・技術業 712 件

「みんなのアイデア」は、韓国知識財産処の発足以来、第 1 号プロジェクトとして、国民の創造的な発想を発掘し、起業や研究開発につなげ、各省庁の政策に反映させる、国民全体を対象としたオープンイノベーションの場である。

今回の記録的な成果は、日常生活における不便さを制度の改善や技術革新、さらには事業化によって直接解決しようとする国民の高い参加意欲が反映された結果と見られる。特に「草の根経済イノベーションプロジェクト」として、国民一人ひとりの知恵が集まり、経済成長と社会発展につながる土台を築いたという点で意義が大きい。

寄せられたアイデアは、5 月末までに分野別の専門家による 1 次審査を経て、優秀なアイデアを選定する。審査は政策・技術のカテゴリー別に 30 分野に分けて行われ、厳格な基準で選抜された専門家が 10 日間ほど集中審査を実施する。

特に、アイデアの盗用や流出を防ぐため、審査委員は秘密保持誓約書に署名した後、指定された空間で制限された時間内、システムでのみ閲覧し、評価を行う。

アイデア 1 件につき 3 名の審査委員が評価し、点数の標準化により公正性を確保する。これにより、合計 100 件の優秀アイデアを選定する計画だ。

選定されたアイデアは、9 月末までに創業、事業化、政策への反映につながるよう、高度化プログラムの支援を受ける。分野別の専門家による助言やアイデアのスケールアップを皮切りに、政策アイデアは実証*まで、技術アイデアは特許出願や試作品製作まで選択的に支援する。特に、政策アイデアについては、所管省庁の担当公務員が直接メンターとして参加し、政策への反映可能性を高める計画だ。

* ①試験的適用・運用、②法令整合性の検討、③政策効果の分析、④利害関係者の検証、⑤実行マニュアルの作成などを活用し、アイデア実行時に発生する損失リスクを回避し、反映の可能性を高める

10月までに受賞者60名を選定した後、*王中王戦を経て最終受賞作を国民に公開する予定だ。その後、政策アイデアは法令や制度に反映され、技術アイデアは創業や事業化によって実現されるよう、省庁横断的な協力体制を稼働させる。

* 各部門の勝者が集まり、真の王者を決める決定戦のこと

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、『『みんなのアイデア』の爆発的な人気により、大韓民国の革新を願う国民の希望と参加への熱意を確認した』とし、「こうして集まった国民の貴重なアイデアが創業につながり、各省庁の政策に反映されて実現できるよう、きめ細かく支援していく」と述べた

2-2 韓国知識財産処、K-半導体・ディスプレイの保護に向け現場での対話に乗り出す

韓国知識財産処 (2026.4.17.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月17日(金)14時、忠南北部商工会議所(忠南天安市)にて、半導体およびディスプレイ分野の最新技術の保護を支援し、特許性の判断基準策定に現場の意見を反映させるため、忠南知的財産センターと共同で「半導体・ディスプレイ知的財産協議体定期懇談会」を開催すると発表した。

懇談会は、半導体・ディスプレイ分野の韓国国内における主要企業、研究所および弁理士業界の専門家が参加し、激変する国際的な覇権争いの中で、韓国企業の中核資産である知的財産を効果的に保護するための特許審査政策の方向性を共有するために設けられた。

<半導体分野:新規策定された「審査実務案内書」の普及による審査の予測可能性の向上>

韓国知識財産処は今回の懇談会で、2026年3月に策定された「半導体分野の審査実務指針」の主な内容と、半導体分野の主要技術に関する特許動向を発表する。

半導体分野の審査実務指針は、半導体技術の特殊性を反映した明細書作成基準と進歩性判断基準を実際の審査事例に基づいて提示することで、特許審査結果の予測可能性を高めるために策定された。

<ディスプレイ分野:「K-ディスプレイ」保護に向けたオーダーメイド型審査基準の策定に着手>

今年の下半期に策定予定の「ディスプレイ分野の審査実務ガイド」の政策方針についても、産・学・研の専門家からの意見を聴取する。

韓国知識財産処は、次世代ディスプレイ(OLED、マイクロ LED など)の市場を先取りするため、韓国企業の独歩的な技術力が特許によって強固に保護されるよう、ディスプレイ産業に最適化された審査実務ガイドを策定する計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「半導体とディスプレイは韓国経済の柱であり、国家戦略資産である」とし、「今後も知的財産協議体と緊密に連携し、現場の声を特許審査政策に迅速に反映させることで、韓国企業が圧倒的な技術競争力を維持できるよう、高品質な審査サービスを提供していく」と述べた。

2-3 韓国知識財産処、「IP-TLO 協力体」が正式に発足

韓国知識財産処(2026.4.17.)

- 全国 56 の大学や公的研究機関の TLO が結集し、K-知的財産の国際的な収益化に向けた先導モデルの構築が本格化 -

年間 35.5 兆ウォン規模の国家研究開発事業の成果が高品質な優良特許として創出され、国際的な事業化へとつながり、新たな国家成長の中核的な原動力として機能する先導モデルの構築に向け、大学や公的研究機関が一堂に会した。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月17日(金)14時、エルタワー(ソウル市瑞草区)にて、公共知的財産(IP)事業化の新たな革新プラットフォームである「IP-TLO 協議体」の発足式を開催した。発足式には、キム・ヨンソン処長をはじめ、各機関の事業化専担組織(TLO*)の代表である産業団長および実務専門家など、約130名が出席した。

* TLO: Technology Licensing Office

人工知能(AI)や量子技術など、未来の戦略技術分野における国家間の技術覇権争いは、今や市場における特許先占競争として顕在化しつつある。国家の研究開発成果が、市場覇権型の高付加価値コア特許として資産化され、実質的な経済的価値へと転換させる知的財産事業化の専門性が、未来の国家競争力を左右する新たな中核指標として定着しつつある。

知識財産処は、大学や公的研究機関の個々の TLO の専門性を全国的なネットワークとして結集し、優れた特許の創出から技術移転、さらには国際市場への進出に至るまでの一連のプロセスを網羅できる、現場密着型の知的財産事業化イノベーションの場を構築するため、今回の協議体を企画した。これにより、大学・公的研究機関の TLO 間の戦略的協力を強化し、技術移転の成功ノウハウの共有や、先進事例に対する共同学習および研究などにより、機関間の専門性に対する格差を解消し、現場の需要に基づく革新的な知的財産政策と新規事業の発掘にも尽力する予定である。

今回の協議体は、韓国の主要 56 大学および公的研究機関*の TLO が参加する大規模な公共知的財産協力場として、分野別の革新的な現場政策ニーズの発掘と研究のために、①政策および行政 ②事業化およびエコシステム ③国際的知的財産の 3 つの「実務推進分科」を構成して運営する。韓国特許戦略開発院の事業化専門家 (PM) らが分科ごとの幹事を務め、主要な議論の結果を具体化・案件化するなど、全般的な活動を密接に支援する予定だ。

* 参加機関:ソウル大学、延世大学、高麗大学、漢陽大学、成均館大学、西江大学、中央大学、慶熙大学、ソウル市立大学、梨花女子大学、POSTECH、KAIST、UNIST、江原大学、忠北大学、忠南大学、全北大学、慶北大学、釜山大学、国立昌原大学など合計 56 機関

また、十分に議論を重ねて練り上げられた政策課題を、主要な産業協力団長と知識財産処の間で構成・運営予定の「協議体運営委員会」を活用して報告し、追加の議論を経て、今後政府政策などに反映されるよう支援する計画だ。

協議体に参加する機関からの提案に基づき新たに採択された事業や政策について、優先的に参加する機会が提供されるほか、知識財産処の保有特許診断事業や知的財産における経営診断相談事業においても、一部の支援特典が提供される。また、技術移転説明会などの技術説明会に参加する際には、優先的に出展・発表する権利も提供する予定だ。知識財産処は、今回の 56 の参加機関以外にも、希望する機関や事業化専門企業が参加できるよう、協議体を段階的に拡大する方針だ。

同日の発足式に先立ち、事前懇談会によって「公共知的財産収益化の先進事例と戦略」をテーマに、主要な産業協力団長と知的財産処の間で知的財産事業化の革新策に関する議論が行

われ、その後、本イベントでは技術移転優秀機関(KAIST)の事例発表、知的財産事業化における優秀機関の表彰式およびIP-TLO 展望宣言式などが多彩に行われた。

〈 IP-TLO アライアンスの展望 〉

結集された公共知的財産、拡大するイノベーション・エコシステム！

圧倒的な知的財産で、韓国のイノベーション成長を牽引する。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知的財産はもはや単なる創出の段階を超え、実質的な事業化と収益化によって、国富創出の中核となる資産とならなければならない」とし、「今回の『IP-TLO アライアンス』で、全国の大学および公的研究機関と共に、公共知的財産の創出や事業化など全方位的な革新を図り、K-知的財産が国家経済の新たな飛躍を牽引する中核的な原動力となるよう、政策的な支援を惜しまない」と述べた。

2-4 韓国知識財産処「知的財産データを活用するスタートアップコンテスト」を開催

韓国知識財産処(2026.4.20.)

- 4月20日～6月11日まで、コンテストの受付サイトで参加者を募集 -
- 総額1,600万ウォンの賞金、最大7年間の知的財産情報資料の無償提供 -

【関連国政課題】34. 第3のベンチャーブームで切り拓く4大グローバルベンチャー大国

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産(IP)情報資料を活用した起業を促進し、企業の成長を支援するため、4月20日(月)～6月11日(木)まで「2026 知的財産データ活用起業コンテスト」(以下「コンテスト」)の参加者を募集すると発表した。

本コンテストは、特許・商標・意匠などを活用した創造的なアイデアやビジネスモデルが、起業や事業へとつながる場として、知的財産における情報データに関心のある国民なら誰でも参加できる。参加申し込みは、知的財産情報活用サービス(KIPRISPlus)内のコンテスト受付サイト*にて可能だ。

コンテストは、1次書類審査(6月)と2次発表審査(7月)を経て、合計5チームを選定し、韓国知識財産処長官賞(3チーム)、韓国特許情報院長賞(2チーム)とともに、総額1,600万ウォンの賞金が授与される。

受賞チームには、最大7年間「IP データギフト制度」を利用して KIPRISPlus の大量情報資料および公開アプリケーションインターフェース(Open API) サービスを提供し、成績が優秀なチームには広報支援、クラウド環境支援、専門家によるメンタリングなどの機会を提供する。また、韓国国内外での広報・販促および企業ネットワーク形成のための国際特許情報博覧会(PATINEX)への参加を支援する予定だ。

さらに、科学技術情報通信部、技術保証基金などの協力機関と連携した創業・事業化参加活動の推薦により、受賞チームの創業および事業化が計画されており、最終選抜された上位2チームには、行政安全部が主催する「政府横断型公共データ活用創業コンテスト」の統合本選に進出する機会が与えられる。

2015年から始まった本コンテストには、9社が創業し、25件の商品が発売され、134件の知的財産権が出願・登録される成果を上げた。2025年のコンテストで受賞した「株式会社マークワークス」は、技術保証基金などから約2億5000万ウォンの運営資金を確保した。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「最近、公共データの開放が拡大し、AI技術が発展するにつれ、知識財産情報資料が新たな事業創出の中核的な資本として浮上している」とし、「今回の大会によって産情報資料を活用した創造的な発想が、革新的なスタートアップの成長につながる、成功的な事業化の場となることを期待する」と述べた。

2-5 韓国知識財産処、不正競争防止法制度改善委員会の発足式および第1回会議を開催

韓国知識財産処(2026.4.21.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、急変する技術・産業環境に対応し、公正な競争秩序の確立とイノベーション成果の保護に向けた法制度の見直しを議論するため、4月21日(火)14時、エルタワー(ソウル市瑞草区)にて「不正競争防止法* 制度改善委員会**」を発足させ、第1回会議を開催すると発表した。

* 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の略称

** 法曹界(弁護士、弁理士)6名、学界(教授、学会)4名、産業界(現職役員級)4名で構成

発足式には知識財産処の次長、制度改善委員会の委員など約20名が出席し、第1回会議では不正競争防止法に関する最近の制度改善の現状および争点の紹介、不正競争防止および営業秘密保護に関する主要国の法令検討などが行われる予定だ。

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は、1962年の制定以来、数十回の改正を経て、韓国企業の技術・知的財産(IP)を保護し、健全な取引秩序を維持する役割を果たしてきた。

しかし、デジタルトランスフォーメーションや AI の普及により、現行の法体系だけでは解決が困難な紛争が相次いでいる。特に、AI を用いた著名人の容姿・声 (デジタルペルソナ、Digital Persona) の無断制作・活用、AI モデルの無断流用問題、学習データの無断抽出、ますます巧妙化するアイデア窃取の手口など、新たな知的財産 (IP) 侵害類型に対しては、現行の不正競争防止法だけでは対応に限界があるという指摘が絶えず提起されてきた。

また、現行の不正競争防止法は、一つの法令の中に目的・性格の異なる「不正競争行為の規制」と「営業秘密の保護」が混在している。これに対し、法律に対する国民の理解促進および予測可能性の向上のための検討が必要だという声も高まっている。

今後、「不正競争防止法制度改善委員会」は、現行制度の盲点を綿密に診断し、時代の要請に応える新たな知的財産保護体系の青写真を描いていく予定だ。

主な議論分野は、①現行の不正競争防止法体系の構造的適正性の検討 ②デジタル・プラットフォーム・AI 環境において新たに提起される保護必要領域の検討 ③産業現場における予測可能性と執行の実効性向上策の検討などである。

韓国知識財産処は、制度改善委員会の議論を基に、関係省庁や産業界の意見を幅広く取り入れ、実効性のある制度改善策を策定していく計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「AI 時代の国家競争力は、アイデア、資料、商標、営業秘密といった無形の成果をどれだけ適切に保護し、公正に活用するかによって決まる」と強調し、「今回発足する不正競争防止法制度の改善委員会が、変化する時代にふさわしい公正な競争秩序と未来型の知的財産保護体系を設計する出発点となることを期待する」と述べた。

2-6 EV 用バッテリー管理技術 (BMS)、知的財産権で守る

韓国知識財産処 (2026.4.22.)

- 韓国知識財産処、二次電池の特許出願数が多い企業である現代自動車を訪問 -

【関連する国政課題】 28. 世界をリードする NEXT 戦略技術の育成

30. 主力産業の革新による 4 大製造強国の実現

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、4 月 22 日 (水) 13 時 30 分、現代自動車研究所 (京畿道義王市) を訪問し、二次電池の最新技術動向を把握するとともに、知的財産競争力の強化に向けた産業界の声を聴取すると発表した。

今回の現場訪問は、電気自動車だけでなく、人工知能データセンター用エネルギー貯蔵システム(ESS)、ヒューマノイドロボットなどにおいて二次電池の需要拡大が期待される中、産業現場との対話を行うことで新技術に対する理解を深め、特許審査の改善策を模索するために企画された。また、懇談会を実施することで、現代自動車のバッテリー管理技術(BMS*)の開発状況を共有し、二次電池分野の特性を反映した特許性の判断基準、出願人に優しい手続きおよび制度の導入などに関する議論を行う予定だ。

* Battery Management System: 充放電制御、状態モニタリングなどによって安全性と性能を管理するシステム

韓国知識財産処は、二次電池専任審査組織を新設し、当該分野の出願に対する超高速審査*を実施するなど、二次電池産業支援のための政策を継続的に推進してきた。併せて、産業界の意見を反映した二次電池審査実務の指針を制定する予定だ。

* 迅速な特許権確保のため、第1次審査結果を1ヶ月以内に提供する制度(2025.10.15. 施行)

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「バッテリー管理技術(BMS)はバッテリーの安全性と性能を左右する中核技術であり、知的財産の競争力確保がますます重要になっている」とし、「本日聴取した産業界の声を特許審査に積極的に反映させ、韓国企業が国際的な競争力を高められるよう支援していく」と述べた。

2-7 韓国知識財産処、「AI・データと知的財産」のウェブページを開設

韓国知識財産処(2026.4.22.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月22日(水)、人工知能(AI)およびデータ分野の国内外の知的財産研究情報を一目で確認できる統合情報サイト「AI・データと知的財産」のウェブページを新たに開設したと発表した。

これは、最近のAI知能技術の発展に伴い増加しているAI関連の国際的な知的財産上の争点や韓国国内外の研究動向を迅速に提供し、知的財産政策に速やかに反映させるためである。

「AI・データと知的財産」ウェブページは、知的財産分野の研究を専門的に行う韓国知的財産研究院のウェブサイト*内に構築された。韓国財産研究院のホームページのトップ画面にバナーが

設置されており、関心のある人なら誰でも手軽に利用できる。韓国知的財産研究院の独自研究資料だけでなく、韓国国内外の研究情報をすべて調査し、定期的に更新する予定だ。

* www.kiip.re.kr

「AI・データと知的財産」ウェブページは、大きく①AI 技術・特許動向、②AI と知的財産 (IP) 政策・制度、③データと知的財産、④AI 生成物と知的財産の 4 つの項目に分類されている。まず、「AI 技術・特許動向」では、新しい AI 技術および特許情報に関する資料を提供する。「AI と知的財産の政策・制度」では、AI の発展に伴う知的財産政策と制度の動向を知ることができる。「データと知的財産」は、AI の学習データなど、AI 時代において重要なデータ保護および紛争の動向に関する情報を提供する。「AI 生成物と知的財産」では、AI を活用した発明・創作物に対する権利帰属および責任に関する研究情報を把握することができる。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「『AI・データと知的財産』のウェブページで、AI 関連の国際的な知的財産の争点や研究動向を迅速に共有し、AI 分野における世界トップ 3 への飛躍に向けた知的財産政策の策定と制度改善に寄与できることを期待している」と述べた。

2-8 AI 用半導体の競争力強化に向け、現場に足を運び奔走する

韓国知識財産処 (2026.4.24.)

- 韓国知識財産処、ペブルスクエアと現場での懇談会を開催 -
- 最新の特許および産業動向、研究開発戦略の共有ならびに要望事項の聴取 -

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、4 月 24 日 (金) 15 時 30 分、人工知能 (AI) 半導体企業であるペブルスクエア (京畿道城南市) を訪問し、AI 半導体産業界の知的財産競争力強化に向けた現場での意見交換会を開催すると発表した。

ペブルスクエアは、エッジ AI 機器に搭載される低消費電力半導体アルゴリズムとチップを開発しており、アナログ-PIM* ベースのニューラルネットワーク AI チップ設計分野の技術をリードしている企業である。今回の意見交換会は、ペブルスクエアを訪問し、半導体産業現場の知財に関する要望事項を直接聴取するとともに、最新の特許動向や研究開発戦略を共有するために設けられた。

* アナログ PIM (Processing-in-Memory) : 従来のデジタル方式に比べ、電力消費を画期的に抑えつつ演算性能を高めるインメモリコンピューティング技術

韓国知識財産処は今回の意見交換会において、次世代 AI 技術として注目されているニューロモーフィック半導体技術の最近の特許動向の共有を皮切りに、AI 半導体技術の知的財産研究開発戦略と将来の AI 特許戦略の見通しを紹介する。また、AI 半導体設計分野の今後の展望や産業動向などを共有するとともに、技術・知財の懸案事項や産業現場の課題について議論する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「先端の演算能力とエネルギー効率を兼ね備えた次世代 AI 半導体は、様々な産業分野において AI 技術が円滑に社会実装されるための中核的な原動力になると見込んでいる」とし、「知識財産処は今後も産業界と緊密な連携によって、韓国企業が AI 半導体分野で高付加価値の特許ポートフォリオを確保できるよう尽力していく」と述べた。

2-9 廃棄物がエネルギーに変わる下水処理場、特許審査官が訪問する

韓国知識財産処 (2026.4.28.)

- 韓国知識財産処、水処理・廃棄物資源のエネルギー化を手掛ける企業「(株)ブガンテック」を訪問 -

【関連する国政課題】 40. 持続可能な未来のためのカーボンニュートラル実現 42. 循環型経済のエコシステム構築

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月28日(火)13時30分、株式会社ブガンテック(大田市儒城区)を訪問し、現場での懇談会を開催すると発表した。

今回の現場訪問は、気候危機への対応とカーボンニュートラルの実現において環境技術の役割が大きくなっている状況下で、特許審査官の実務技術に対する理解を深め、産業現場の声を聴取するために企画された。

(株)ブガンテックは、下水からバイオガスを生産する廃棄物資源のエネルギー化技術を保有する環境技術専門企業である。水処理技術で2020年に特許技術賞(世宗大王賞)を受賞し、最近

では米国ミルウォーキー広域下水処理機関と供給契約を締結するなど、韓国国内外で技術力を認められている。

韓国知識財産処の特許審査官らは、大田下水処理場で低エネルギー消費型の下水処理工程を視察し、実務技術への理解を深める計画だ。続いて行われる意見交換会では、知財競争力強化戦略および審査事例から考察した「質の高い特許」確保策を共有し、企業が実感している知的財産に関する課題や要望について意見を聴取する予定だ。

韓国知識財産処のイ・ホジョ化学生命審査局長は、「廃棄物資源のエネルギー化技術は、気候危機への対応とカーボンニュートラル実現の中核的な基盤である」とし、「今後も韓国企業が『質の高い特許』を確保し、世界市場で競争力を発揮できるよう、現場と継続的にコミュニケーションを図っていく」と述べた。

2-10 韓国企業の技術保護強化に向けた現場での懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.4.28.)

- 営業秘密の流出防止策の共有および法制度の改善策について協議 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、4月28日（火）15時、韓国知識財産処ソウル事務所（ソウル市江南区）にて、中堅・中小企業、弁護士らと共に「営業秘密および技術保護のための現場での意見交換会」を開催すると発表した。

今回の懇談会は、韓国国内企業の営業秘密および技術が海外へ流出する事例が継続的に発生していることを受け、現場の声を聞き、実効性のある対応策を模索するために設けられた。特に、昨年韓国知識財産処が実施した「営業秘密保護実態調査」に回答した企業も参加し、韓国知識財産処はこれらの技術保護に関する課題やニーズなどを直接聴取する計画だ。

最近、国際的な技術覇権競争が激化する中、技術流出は個々の企業を超え、国家競争力全般に重大な影響を及ぼしている。さらに、半導体・二次電池などの先端技術の海外流出の手口が巧妙化・高度化しており、企業自身の努力だけでは対応に限界があるという指摘が相次いでいる。そのため、韓国政府による先制的な対応がこれまで以上に不可欠な状況にある。

韓国知識財産処は、今回の懇談会で集められた意見をもとに、企業が実感できる政策を発掘し、韓国国内における技術の保護体制を強化するための対応策を講じていく計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「韓国企業の特許と営業秘密は、技術競争力を左右する中核的な源泉であり、国家の戦略資産である」とし、「企業が安心して研究開発や海外進出に専念できる強固な知的財産保護体制を構築するため、現場との対話を継続していく」と述べた。

2-11 韓国知識財産処、先端素材分野における中堅企業の知的財産競争力強化に向け、現場の声を聴取

韓国知識財産処(2026.4.29.)

- ディ스플레이素材企業の SFC との現場での懇談会を開催（4月29日） -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は、4月29日（水）14時、ディスプレイ素材の中堅企業である SFC（忠清北道清州市）を訪問し、先端素材分野における技術力確保に向けた現場での懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は、ディスプレイおよび半導体の中核素材をめぐる国際競争が激化する状況下で、産業現場の意見を聴取し、韓国国内素材企業の技術競争力と知的財産対応能力を強化するために設けられた。

懇談会では、国際的な知的財産環境への対応能力強化や特許競争力の確保策など、産業現場の主要な争点を重点的に議論する。知識財産処は、素材企業の現場の意見を継続的に聴取し、政策に反映させることで、技術基盤の成長を支援する計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「先端産業の競争力は、中核技術とそれを保護する知的財産に左右する」とし、「今後も産業現場の意見を積極的に反映し、企業が実感できる実効性のある支援を継続的に強化していく」と述べた。

2-12 特許審判院、『2025 年年報』を発行…制度改善・審判改革の成果を発表

韓国知識財産処(2026.4.30.)

- 特許審判院、「2025 年年報」を発行…制度改善・審判革新の成果を要約 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、2025 年の主要な政策推進内容と審判運営の現況を盛り込んだ「特許審判院 2025 年年報」を発行したと発表した。今回の年報は、制

度改善の内容と主要事例を総合的にまとめた資料であり、特許審判院のウェブサイト*にて誰でも確認することができる。

* ウェブサイト(www.kipo.go.kr/ipt) > お知らせ > 特許審判院年報

2025 年、特許審判院は審判制度の公正性と効率性を高めるため、「無効審決予告制」の導入を推進し、これを反映した特許法改正案が国会に提出された。この制度は、無効審判事件が審決に至る段階で、無効の可能性を当事者に事前に通知し、特許権者に訂正の機会を与えるものである。従来は審決後でなければ訂正ができず、別途の訂正審判や訴訟に発展するケースが多かったが、無効審決予告制が導入されれば、審判の段階で紛争をより迅速に終結させることができると期待される。

これと共に、拒絶査定不服審判が請求認容される場合、審判官が直接特許の登録を決定できるよう制度を改善し、従来の取消・差し戻し手続きを省くことで権利化期間を短縮した。また、人工知能(AI)、半導体、バイオなどの先端技術分野における紛争の増加に対応するため、専任審判部を従来の 6 つから 9 つに拡大*するなど、専門的な審判体制を強化した。

* 半導体、モビリティ、二次電池、人工知能(AI)、次世代通信、デジタルメディア+バイオ、ロボット、医薬品(2025 年追加)

社会・経済的弱者に対する支援も拡大された。特許審判の公選代理人制度は、2019 年の導入以降、2025 年までに合計 189 件*が選任され、このうち約 88.4%にあたる 167 件を中小企業事件が占めて**おり、中小企業など社会・経済的弱者の権利救済手段として定着していることが分かった。また、事件終了後に実施した利用者満足度調査でも平均 87.7 点を記録し、制度に対する満足度が高いことが確認された。

*2019 年 11 件、2020 年 21 件、2021 年 23 件、2022 年 40 件、2023 年 32 件、2024 年 35 件、2025 年 27 件

** 中小企業 167 件、国家有功者 8 件、障害者 6 件、医療給付受給者 5 件など

また、審判と調停を連携させた紛争解決方式も成果を上げた。2025 年には、半導体装置分野の企業間における特許無効審判事件を調停手続きに転換し、約 3 ヶ月で当事者間の合意を導き出した。これにより、紛争解決にとどまらず、企業間の協力関係の回復や共同技術開発の推進につながる事例を創出した。

特許審判院は、このような制度改善と運営成果を基に、産業界や弁理士会などとの持続的な対話と国際協力によって、審判制度の発展を推進している。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「2025 年は、審判制度の合理的な改善と専門性の強化によって、知的財産紛争における解決能力を一段と高めた年」とし、「今後も利用者の視点に立ち、手続きを継続的に改善し、迅速かつ予測可能な審判サービスを提供していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 あなたの大切なデザインを、政府が共に守ります

韓国知識財産処 (2026.04.20)

- 韓国知識財産処、「2026 年デザイン侵害モニタリング」への参加希望者を募集 -
- オンライン実態調査から専門家報告書まで、権利者への支援を大幅に強化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、意匠権を模倣した商品の流通により困難に直面しているデザイナーや企業を支援するため、4月20日(月)～6月12日(金)まで「2026年意匠権侵害モニタリング」への参加希望者を公募すると発表した。

本事業は、デザイン侵害への対応人材が不足している企業やデザイナーのために、侵害製品を見つけ出すだけでなく、侵害の有無を精密に分析した資料を提供することで、権利者が実効的な対応を行えるよう支援することが柱である。

登録意匠権の侵害や商品形態の模倣行為への対応のみを目的として、公募方式で参加者を募集するのは今回が初めてだ。参加する権利者は、韓国国内のオンラインプラットフォームや SNS などにおいて、自身の意匠権や商品の形態を模倣した製品の実態調査結果と、知的財産の専門家が対象のデザイン・商品と模倣品との間の同一・類似性を精密に把握して作成した検討報告書を受け取ることができる。

本事業に応募できる個人・企業は、韓国国内の登録意匠または専用実施権を保有しているか、あるいは「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号りに規定された商品形態模倣の不正競争行為の保護主体となる個人または企業である。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「知的財産権の侵害形態が比較的容易に把握できる商標権・商標(ブランド)の侵害から、現在では同一・類似の判断が難しい意匠権の侵害や商品形態の模倣行為へと拡大している」とし、「黙々とデザイン創作活動に邁進するデザイナーたちの創作努力を保護し、合理的な消費を追求する国民が権利侵害行為に便乗しないよう、政府レベルでのデザイン保護支援事業を継続的に拡大していく」と述べた。

3-2 特許審判院、第21回特許・商標判例研究論文コンテストを開催

韓国知識財産処(2026.4.21.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、知的財産分野の研究を活性化し、審判制度の発展の方向性を模索するため、4月21日(火)～9月21日(月)まで「第21回特許・商標判例研究論文コンテスト」を開催すると発表した。

本コンテストは、知的財産分野に関心のある国民なら誰でも参加できる。応募者は指定課題または自由課題のいずれかを選択して参加することができ、最優秀賞は指定課題の応募作品の中から選定される。

コンテストの指定課題は、「法院の特許訴訟手続において、新たな証拠により審判所の審決が取り消され、特許審判所で再審理を行う場合、訂正の機会を提供すべきか否かに関する判例(特許法院 2025年7月24日宣告 2024カ 15103)」、「発明の公知例外を主張するにあたり、時期を分けて複数回公知された場合、一度の公知例外の主張によって残りの公知された発明にまで公知例外の効果が及ぶか否かに関する判例(大法院 2025年5月29日宣告 2023リ 10712)」、「モバイルアプリに表示された商標が、モバイルアプリという商品の出所表示なのか、サービスの出所表示なのかが争点となった判例(特許法院 2026年2月12日 判決 2025カ 10405)」である。

本コンテストでは、最優秀賞1件(知識財産処長賞、賞金200万ウォン)、優秀賞2件(知識財産処長賞、賞金100万ウォン)、奨励賞3件(知識財産処長賞、賞金50万ウォン)を選定する予定である。選定結果は12月4日(金)に発表され、授賞式は12月中に開催される。

特許審判院のキム・ギボム院長は「今回の公募で、知的財産判例に関する研究の裾野が広がることを願う」とし、特に「若者たちの革新的な視点から特許審判制度の発展策を見出す上で、有益な機会になるものと期待している」と述べた。

一方、コンテストへの参加希望者は、特許審判院のウェブサイト*から提出書類の様式をダウンロードし、電子メール(kuuuuy@korea.kr)で提出すればよい。より詳細な内容については、特許審判院のウェブサイトまたは審判政策課(042-481-5484, kuuuuy@korea.kr)に問い合わせれば案内を受けることができる。

* 特許審判院のウェブサイト(www.kipo.go.kr/ipt) > お知らせ > 審判院ニュース掲示板

3-3 韓国知識財産処、ベトナムとの K-商標保護協力で新たな地平を切り拓く

韓国知識財産処 (2026.4.23)

- 韓国知識財産処、両国首脳会談を機にベトナム科学技術省と覚書を締結 -
- 模倣品対策、悪意ある商標の先取り防止、データ交換など、協力を大幅に拡大 -
- 知的財産閣僚級・高官級会談を通じ、覚書の履行策および協力の方向性を協議 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月22日(水)午後6時(現地時間)、ベトナム・ハノイの主席宮殿で開催された韓国・ベトナム首脳会談の機会に、ベトナム科学技術省(MST, Ministry of Science and Technology)と、両国首脳の下合意のもと、「知的財産分野における協力深化に関する覚書(MOU)」を締結したと発表した。

今回の覚書は、①模倣品への共同対応の強化、②特許・商標・意匠データの交換、③悪意のある商標出願防止のための情報共有、④知的財産行政分野における人工知能(AI)技術の活用、⑤知的財産の価値評価・取引・金融の活性化など、従来に比べて協力の範囲と水準を一層拡大したものである。

これに先立ち、韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は4月21日(火)、ヴー・ハイ・クアン(Vu Hai Quan)科学技術大臣、ルウ・ホアン・ロン(Luu Hoang Long)と韓国知識財産処長官と相次いで会談を行い、国家経済成長の原動力としての知的財産の役割、両国の知的財産分野における協力の方向性と優先順位、および今回の覚書の実質的な履行策について議論した。

キム・ヨンソン処長は「ベトナムは韓国と緊密な経済協力関係を維持している重要なパートナーであり、今回の MOU 締結を契機に、両国間の知的財産協力が一層強化されるものと期待している」とし、「知的財産処は、海外における K-商標の模倣品対策に積極的に取り組むことで、韓国企業の輸出拡大に寄与していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 米国特許紛争への対応戦略、現場で答えを見つける

韓国知識財産処(2026.4.27)

- 韓国知識財産処の特許審判院、企業向け「米国特許紛争対応戦略発表会」を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、5月8日(金)14時30分、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、韓国企業の米国特許紛争への対応力強化を目的とした「米国特許紛争に対する韓国企業の対応戦略」発表会を開催すると発表した。

最近、米国では当事者系レビュー(IPR)手続きにおいて審判開始要件が厳格化されるなど制度環境が変化しており、これに伴い、海外の特許不実施主体(NPE)*による特許侵害訴訟に対する韓国企業の対応の重要性がさらに高まっている。今回の発表会は、こうした変化に対応するために企画されたもので、企業の実際の事例や現場の経験を中心に、実効性のある対応戦略を共有する予定だ。

* 技術を直接活用せず、特許権の行使によって収益を創出する主体

本イベントは、企業および知的財産実務者であれば誰でも参加可能であり、案内ポスターに含まれるQRコードから事前申し込みを行った上で参加できる。

発表会では、①米国特許無効審判制度の最近の動向と対応戦略 ②米国特許権侵害訴訟の流れと実務対応 ③米国進出企業のための政策支援策などが主な内容として取り上げられる予定だ。特に、LG エナジーソリューション、LG エレクトロニクス、SK ハイニックス、現代自動車などの産業界の専門家や、海外特許実務経験が豊富な専門家らが参加し、実質的な対応戦略を提示する計画だ。また、総合討論では、企業、弁理士、政府関係機関が共に参加し、韓国企業の米国特許紛争対応戦略と政策支援の方向性について、深みのある議論を行う予定だ。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「最近、国際的な特許紛争の環境が急速に変化する中、韓国企業が先制的に対応できるよう、実務戦略を中心とした情報を提供することが今回の発表会の目的である」とし、「企業や専門家の方々の多くの関心と参加を期待している」と述べた。

その他一般

5-1 知的財産金融、12兆ウォンを突破！生産的金融の拡大に拍車

報道説明資料(2026.4.20.)

- 前年比 14.8%増、革新的な中小企業・ベンチャー企業への資金供給を拡大 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産金融の残高は 2025 年末時点で 12.4 兆ウォンに達したと発表した。知的財産金融は、企業が保有する知的財産を基盤に、知的財産担保融資・保証・投資を利用して革新企業に資金を供給する代表的な「生産的金融」である。

知的財産金融の残高は、2024 年末の 10.8 兆ウォンから 2025 年末には 12.4 兆ウォンへと増し、前年比 14.8%の成長を記録した。2025 年の知的財産金融の新規供給額は合計 3.1 兆ウォンで、2024 年の 2.95 兆ウォンに比べ 5.2%増加した。

2025 年の知的財産金融規模の増加は、担保融資・保証・投資のうち、「知的財産投資」が拡大した影響が最も大きいことが分かった。2025 年の知的財産金融の残高は前年比 1.6 兆ウォン拡大し、そのうち知的財産投資が 1.3 兆ウォンを占めている。新規供給についても前年比 1,600 億ウォン増のうち知的財産投資は 1,000 億ウォンが投資によるものだった。

分野別に見ると、まず知的財産担保融資の残高は前年比 2.8%減の 2.09 兆ウォン、新規供給は前年比 5.6%増の 7,900 億ウォンとなった。2025 年については、新規供給が増加したにもかかわらず残高が減少したのは、金融業界の健全性強化措置などにより、新規供給を上回るペースで返済が進んだためだと考えられる。

知的財産保証の残高は前年比 5.9%増の 4.67 兆ウォン、新規供給は前年比 1.9%増の 9,900 億ウォンとなった。これは、政策金融機関である信用保証基金・技術保証基金が、創業初期企業および革新中小・ベンチャー企業などに対する政策保証の供給を拡大したことに起因する。

知的財産投資は、残高が前年比 30.7%急増した 5.64 兆ウォン、新規供給は 7.6%増加の 1.33 兆ウォンとなった。知的財産投資とは、知的財産の価値を評価し、企業や事業などに投資することである。このような投資は、知的財産が企業や事業の将来価値を決定する中核的な根拠であると見なす投資機関が増えたことが背景にある。

今後も韓国知識財産処は、知的財産金融をさらに拡大していく方針だ。インターネット銀行や地方銀行など、知的財産担保融資の取扱銀行を多角化するほか、「知的財産における担保融資迅速処理制度(ファストトラック)」を新設し、融資所要期間の短縮(4週間→2週間)も推進する計画だ。併せて、マザーファンドの特許勘定の拡大による知的財産投資基金の拡充、AI 基盤の知的財産における価値評価のシステム高度化なども推進する。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「イ・ジェミョン政権の生産的金融拡大の基調に伴い、知的財産金融も着実に増加している」とし、「物的担保の不足や信用度が低い中小・ベンチャー企業が、斬新なアイデアと知的財産だけで必要な資金を適時に調達できるよう、知的財産金融を拡大していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム